

i サポート（モバイル GSP） 利用規約（重要事項説明書）

第1条（本サービスの内容）

「モバイル i サポート」（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社ライトアップ（以下「当社」といいます。）がお客様に対し、「モバイル i サポート利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき提供するサービスをいいます。尚、本サービスの詳細は別紙に定めるものとします。

第2条（本サービスの利用）

本サービスの利用を希望するお客様は、本規約に同意の上、当社の定める方法により本サービスを利用するための登録（以下「利用登録」といいます。）を行うものとします。尚、利用登録を完了させ、当社が承諾したお客様を「本サービス利用者」といいます。

第3条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金（以下「本料金」といいます。）は、別紙 1 の 5. に定める申込プランに該当する料金とします。
2. 本サービス利用者は、本料金を、当社の請求に関する業務委託先の指定する金融機関口座に対する振込み、又は、クレジットカード決済等当社が定める方法にて、当社が指定する期日までに支払うものとします。なお、利用料金支払いに関連して発生する手数料等の費用は、本サービス利用者の負担とします。
3. 本サービス利用者が、月の途中で本サービスに申込み場合、及び、月の途中で本サービスに関する利用契約（以下「利用契約」といいます。）が終了した場合、当該月の本料金の日割り計算は行われないものとします。
4. 当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを使用することができなくなった場合であっても、本料金の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。尚、本サービスを使用することができなくなった場合には、当社は、本サービスの復旧に努めるものとします。

第4条（遅延損害金）

当社は、本サービス利用者が利用契約に基づく債務の支払を遅延したときは、本サービス利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

第5条（お問合せ）

本サービス利用者は、当社に対して本サービスに関する問合せを行う場合、当社の定める方法により当社に対して連絡をするものとします。

第6条（本サービス・規約の変更）

1. 当社は、本規約又は本サービスの内容を変更する場合、変更後の本規約又は本サービスの内容を本サービス利用者に当社が指定する方法により通知するものとします。
2. 本規約又は本サービスの内容が変更された場合、変更後の本規約及び本サービスの内容が適用されるものとします。
3. 当社は、本サービス利用者に対する事前の承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部を変更又は廃止することができるものとします。

第7条（禁止事項）

本サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 第三者又は当社の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ③ 第三者又は当社の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。
- ④ 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑤ 関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑥ 申込に当たって虚偽の事項を記載する行為。
- ⑦ 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。
- ⑧ 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメールを送信する行為。
- ⑨ 利益目的で自己の事業において利用する行為。
- ⑩ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為。
- ⑪ 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為。
- ⑫ 無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- ⑬ 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に違反する行為。
- ⑭ ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為。
- ⑮ 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為。
- ⑯ 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
- ⑰ 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為。
- ⑱ 当社若しくは他社の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為。
- ⑲ 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- ⑳ その他、本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為。

第8条（権利譲渡の禁止）

本サービス利用者は、当社の書面による事前の承諾なくして本サービス利用者として有する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

第9条（損害賠償）

本サービス利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

第10条（通知）

1. 当社から本サービス利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に本サービス利用者には到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で本サービス利用者には到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で本サービス利用者には到達したものとみなすものとします。
3. 本サービス利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第11条（利用目的）

当社は、本サービス利用者に関する情報を、以下の各号に該当する場合において利用するものとします。

- ① 本サービスを提供する場合（本料金等に関する請求・受付審査等を行う場合を含みます）。
- ② 本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
- ③ 本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
- ④ 当社、当社の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「当社等」といいます。）が取扱う各種商材に関する案内をする場合。
- ⑤ 当社等が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
- ⑥ マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。
- ⑦ 当社等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
- ⑧ 法令の規定に基づく場合。
- ⑨ 本サービス利用者から事前の同意を得た場合。

第12条（免責）

1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他利用者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき本サービス利用者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他これらに類する事由により本サービス利用者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 本サービス利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第13条（報告義務）

1. 本サービス利用者が、商号、代表者、住所又は連絡先等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとします。
2. 本サービス利用者が、前項に記載する変更後の商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報の通知を怠った場合は、当社が本サービス利用者の変更前の商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報に発送した書面等は、全て本サービス利用者に対して発送した時点において到着したものとします。
3. 本サービス利用者が、第1項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第14条（第三者への委託）

当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、本サービス利用者の事前の承諾、又は本サービス利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

第15条（秘密保持）

本サービス利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

第16条（本サービスの提供の停止及び利用契約の解除）

1. 当社は、本サービス利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、もしくは利用契約を解除することができるものとします。
 - ① 本サービス利用者が、本サービスに関する本料金の支払を一度でも怠ったとき。
 - ② 本サービス利用者が、第7条に定める行為を行ったとき。

- ③ 本サービス利用者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ④ 本サービス利用者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑤ 解散決議をしたとき又は死亡したとき。
 - ⑥ 支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
 - ⑦ 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
 - ⑧ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じた当社が認めたとき。
 - ⑨ 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
 - ⑩ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
 - ⑪ 本サービス利用者が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑫ 本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - ⑬ 本サービス利用者が第 13 条に違反したとき。
 - ⑭ 当社から本サービス利用者に対する連絡が不通となったとき。
 - ⑮ 本サービス利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、もしくはそのおそれがあるとき。
 - ⑯ その他、当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。
 - ⑰ 前各号に掲げる事項の他、本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、またはきたすおそれが生じたとき。
 - ⑱ 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、もしくは、利用契約を解除したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第 17 条（サービスの廃止）

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、本サービス利用者に対し、廃止する日の 1 ヶ月前までに、その旨を通知します。
3. 当社は、本サービスの一部又は全部が廃止したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第18条（解約）

本サービス利用者が、本サービスの解約を行う場合、本サービス利用者は当社に対して、当社が指定する方法にて解約の申請を行うものとします。尚、解約日は、本サービスの解約手続きが完了した日の属する月の末日となります。

第19条（料金等）

1. 本サービス利用者が当社に対して支払った一切の料金は返還されないものとします。
2. 本サービス利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。

第20条（債権の譲渡）

1. 本サービス利用者は、当社の債権譲渡につき、予め異議なく承諾するものとします。
2. 本サービス利用者は、当社が債権譲渡を行った場合、債権受領者が定める方法により利用料金相当額を支払うものとします。

第21条（契約期間）

1. 本サービスの最低契約期間は、完了日（次条にて定義します。）の属する月を1ヶ月目として、当該月から起算して25ヶ月目の末日までとします。
2. 本サービスの最低契約期間中に、理由の如何によらず、利用契約が終了した場合、本サービス利用者は当社に対して、契約解除料として、「本料金×最低契約期間の残月数」を、当該契約が終了した日の属する月の翌月末日までに支払うものとします
3. 最低利用期間経過後は解約の申し出がない限り1ヶ月単位での自動更新となります。

第22条（無料期間）

無料期間は、当社が当社システムにおいて本サービス利用者の登録手続きを完了し、利用開始を認めた日（以下「完了日」といいます。）の属する月の末日までとします。

第23条（キャンセル）

本サービスは、完了日の属する月の翌月5日までキャンセル（無償での契約解除）をする事ができるものとします。

第24条（期限の利益の喪失）

本サービス利用者が、第16条第1項の各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第25条（合意管轄）

本規約又は本サービスに関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡

易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（信義誠実の原則）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本サービス利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第27条（法令等の遵守）

本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、関連法令及び本規約を遵守するものとします。

以上

別紙 1

1. サービス概要

本サービス利用者が所有し、利用する通信端末（タブレット端末、スマートフォン、モバイルルーター、フィーチャーフォンをいい、以下「対象端末」といいます。）が、偶然な事故により外装の破損、損壊、水濡れ、故障等により生じた損害に関して、本紙に定める見舞金を当社が本サービス利用者へお支払するサービスをいいます。

2. 対象端末

(1)本サービス利用者が所有し、利用する通信機器のうち、当社に登録されている端末かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。

- ① 本サービス契約締結時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常動作している端末
- ② 本サービス利用者の所有する端末
- ③ 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末
- ④ 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末
- ⑤ 本サービスを利用するための申込みを行った日（以下「利用申込日」といいます。）の時点で、メーカー発売日から5年以内の製品である端末
- ⑥ 利用申込日の時点で、メーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、利用申込日を起算日として1年前より後に購入されたことが証明できる端末

(2) 本サービス申込時に、当該端末を対象端末として登録を行います（登録は1端末のみです）。

(3) 対象端末は、以下の表（「別紙1の5.」の対象機器）に記載される種別に限られます。

(4) 以下のものは、対象端末から除かれます。

- ① 対象端末の付属品・消耗品
- ② 対象端末内のソフトウェア
- ③ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- ④ 過去に当該対象端末を不適切に、修理・加工・改造・過度な装飾がされたと当社が判断した端末。
- ⑤ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
- ⑥ 日本国外のみで販売されている端末。

3. サービス利用期間

本規約第22条に定める無料期間中は、本サービス適応外とします。

4. お見舞い金の金額

当社は、本サービス利用者により下記「5. お見舞い金が支払われる場合と支払われない場合」の記載に応じて、対象端末に損害（ここでの損害は修理費用・交換費用をいいます。）が生じた場合に、1年（起算日は、本規約第22条で定める無料期間の満了日が属する月の翌月1日（以下「サービス適応開始日」といいます。）とします。）につき下記記載の金額（不課税）を上限として、本サービス利用者が被った実損金額をお見舞い金としてお支払いします。但し、除外事項に該当する場合、お見舞い金はお支払しないものとします。

5. お見舞い金が支払われる場合と支払われない場合

■お見舞い金が支払われる場合

プラン	i サポート G	i サポート S	i サポート P	i サポート 相対
月額料金 (税込)	660円	770円	1,100円	385円
対象機器	フィーチャーフォン モバイルルーター	スマートフォン タブレット	フィーチャーフォン モバイルルーター スマートフォン タブレット	フィーチャーフォン モバイルルーター スマートフォン タブレット
修理可能時 年間上限金額 (税込)	55,000円	110,000円	165,000円	33,000円
修理不能時 年間上限金額 (税込)	27,500円	55,000円	82,500円	11,000円

(1) 本サービスお申込み時に対象端末の登録を行います。本サービスの登録完了をもって対象端末が決定されます。

なお、機種変更等で対象端末に変更がある場合は、変更後速やかに当社に届け出るものとします。

(2) 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。また、修理不能とは、対象端末の修理店等での修理が不可能な状況を指します。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。

(3) 対象端末のメーカー保証内の損害の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額を上限としてお見舞い金をお支払いします。

(4) 修理不能の場合は、各プランの修理不能時年間上限金額を上限として、端末購入価格の50%をお支払いします。

(5) 支払われるお見舞金の上限額は、1年間（起算日はサービス適応開始日）につき各プランの記載上限金額です。

(6) お見舞金の対象がメーカー保証、キャリアによる補償制度等により、本サービスで保険金が支払われる場合と重複した際には、他の補償制度による補償を優先し、損害額から他の補償制度の補償金を差し引いた金額に対して、最大金額を上限としてお見舞い金をお支払します。

(7) バッテリー交換の補償は、2年以上ご利用ごとに1回のみ利用可能となります。

■お見舞い金が支払われない場合（除外事項）

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、お見舞い金支払の対象外とします。

(1) 本サービス利用者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合

(2) 本サービス利用者と同居する者、本サービス利用者の親族、本サービス利用者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合

(3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害

(4) 当社が指定した提出必要書類の提出がない場合

(5) 本サービス利用者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した損害

(6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）

- (7) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (8) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (9) サービス適応開始日以前に本サービス利用者に生じた、お支払要件に定める損害
- (10) 利用契約が終了した日の翌日以降に生じた、お支払要件に定める損害
- (11) 対象端末が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合（携帯電話通信会社で販売した製品または日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く）
- (12) 対象端末を家族・知人・オークション等から購入・譲受した場合
- (13) 対象端末が、本サービス利用者以外の者が購入した端末であった場合
- (14) 付属品・消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等に生じた損害
- (15) ご購入から 1 年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含みます。）
- (16) すり傷、汚れ、しみ、焦げ等、対象端末の本体機能に直接影響しない外形上の損害
- (17) 対象端末を盗難または紛失した場合
- (18) 対象端末を改造した場合
- (19) 対象端末にかかった修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する費用・送料 など）
- (20) 詐欺、横領によって生じた損害
- (21) 縮み、変色または変質による損害
- (22) 修理費のなかに航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用による損害
- (23) 日本国外で発生した事故による損害
- (24) 対象端末を、本サービス利用者以外の者が使用していた場合

【提出必要書類】（下記以外にも事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。）

区分	提出必要書類
『修理可能』の場合	①修理領収書、修理に関するメーカー・修理店が発行する修理のレポート等修理内容を証明できるもの。 ②修理代金の領収書 ③i'サポートGSP補償適用申請書
『修理不能』の場合	①メーカー、修理店の発行する修理不能のレポート等、対象端末が修理不能であることを証明できるもの ②対象端末を購入した際の領収書等、購入価格が証明できるもの ③i'サポートGSP補償適用申請書

6. 対象端末機器の変更

機種変更等により登録された対象端末機器に変更がある場合は、当社の定める方式をもって当社に届出するものとします。ただし、変更できる端末機器は、初年度本サービス開始日以降に購入され、変更日時時点でメーカー発売日から 5 年以内の端末機器とします。

以上